

都城市役所職員の自治公民館加入に関する基本方針について

1 基本方針

本市の全ての職員について、自治公民館への全員加入を目指す。

2 基本方針策定の趣旨

自治公民館は、本市が推進する協働のまちづくりにおいて、最も身近なコミュニティ組織として重要な役割を果たしており、また、市の事務事業を執行する上で、自治公民館の協力が不可欠のものが多数ある。

このような状況の下、行政として一方的に協力を求めるだけでなく、全ての職員が一地域住民として自治公民館に加入し、積極的にその活動に参加することが市民からの信頼感を生み、ひいては市役所が真のパートナーとして市民から認識されることに繋がる。

以上のことに鑑み、自治公民館への加入は任意のものであるが、職員の自主的な加入を促進し、全員加入を目指す。

3 現状

平成 25 年 12 月末時点において、職員の自治公民館加入状況は 87.3% となっている。

居住区分	加入区分	人数	加入率(%)
			①/(①+②) ③/(③+④) (①+③)/⑤
市内居住者	① 加入(同居の親などが加入している場合を含む)	1,122	87.7
	② 未加入	157	
市外居住者	③ 加入(同居の親などが加入している場合を含む)	126	83.4
	④ 未加入	25	
⑤ 合計		1,430	87.3

※正職員のみ(派遣職員、休職者等は除く)

市全体の加入率(H26.4.1現在)
65.2%

4 全員加入に向けての取組み

7月から所属長(課長)等による職員へのヒアリングを実施し、未加入者に対して自主的加入を促す。